

政令第 号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百十一号）の施行に伴い、並びに住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十一条第一項（同法第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する場合を含む。）、第五十条第五項及び第六十五条第五項、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五百十六号）第二十三条第一項第四号並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条の見出し中「指定住宅性能評価機関等の指定等」を「登録住宅性能評価機関等の登録」に改め、

同条中「第四十一条第三項、第五十条第二項、第五十五条第二項又は第六十条第二項」を「第二十五条第二項、第四十四条第三項又は第六十一条第三項」に改め、同条を第一条とする。

第三条の見出し中「型式住宅部分等製造者等」を「型式住宅部分等製造者」に改め、同条中「第二十八条第一項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第三十八条第四項」を「第四十三条第四項」に、「法第三十七条第二項において準用する法第三十五条第一項」を「同項」に、「同項」を「法第四十二条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第五条の見出し中「承認住宅型式性能認定機関等」を「登録外国住宅型式性能認定等機関等」に改め、同条中「第五十一条第四項（法第六十条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五十五条第五項及び第六十五条第五項」に、「第五十条第二項（承認試験機関にあつては、法第六十条第二項）において準用する法第十九条第一項」を「第五十五条第五項又は第六十五条第五項」に、「同項」を「法第四十四条第三項又は第六十一条第三項において準用する法第二十二条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第六条の見出しを「（住宅の構造耐力上主要な部分等）」に改め、同条中「第八十七条第一項」を「第

九十四条第一項」に改め、同条を第五条とする。

(住宅金融公庫法施行令及び沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「指定住宅性能評価機関」を「登録住宅性能評価機関」に改める。

一 住宅金融公庫法施行令(昭和三十二年政令第七十号)第十七条の五

二 沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)第五条第一項第二号

附 則

この政令は、平成十八年三月一日から施行する。

理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、登録住宅性能評価機関の登録の有効期間を定める等の必要があるからである。